

関西医科大学看護同窓会

会則・細則



目次

第 1 章 総則

第 2 章 会員

第 3 章 役員および顧問

第 4 章 運営

第 5 章 会計

第 6 章 会則改正

附 則

関西医科大学看護同窓会会則施行細則

関西医科大学看護同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は関西医科大学看護同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、大阪府枚方市新町2丁目2番2号 関西医科大学
(以下「本学」という。)看護学部事務部に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、看護の向上と、本学看護学部及び大学院看護学研究科の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 同窓会員名簿の保管及び管理。
- (2) 会報の発行及びホームページによる情報発信。
- (3) 会員相互の親睦と発展に関する活動。
- (4) 会員の学術推進のための活動。
- (5) 本学看護学部及び大学院看護学研究科の学生への支援のための事業。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員、学生会員、特別会員及び名誉会員をもって組織する。

2 前項に定める会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、以下の卒業生又は修了生とする。
 - (ア) 大阪女子高等医学専門学校附属看護婦養成所
 - (イ) “ 産婆養成所
 - (ウ) 大阪女子医科大学附属看護婦乙種養成所

- (エ) // 准看護婦学校
- (オ) 関西医科大学附属准看護婦学校
- (カ) // 高等看護婦学校 (滝井：二年課程)
- (キ) // // (夜間三年課程)
- (ク) // 第一高等看護婦学校 (牧野：二年課程)
- (ケ) // 第二高等看護婦学校 (香里：二年課程)
- (コ) 関西医科大学附属看護専門学校 (牧野：二年課程)
- (カ) // 第二看護専門学校 (香里：二年課程)
- (シ) // 第一看護専門学校 (高殿：三年課程)
- (ス) // 第二看護専門学校 (牧野：二年課程)
- (セ) // 看護専門学校 (高殿：第一看護学科三年課程)
- (ソ) // 看護専門学校 (高殿：第二看護学科二年課程)
- (タ) // 看護専門学校 (高殿・牧野：看護学科三年課程)

(フ) 本学看護学部

(ツ) 本学大学院看護学研究科

(2) 学生会員は、本学看護学部又は大学院看護学研究科の在学生とする。

(3) 特別会員は、以下の者とする。

(ア) 旧附属看護婦学校又は看護専門学校等の教職員であった者。

(イ) 関西医科大学看護学部の教員で、入会を希望する者。

(4) 名誉会員は、本学並びに本会に特別の関係にある者で、役員会により承認した者とする。

(入会)

第 6 条 学生会員は、卒業又は修了時に第 22 条に定める入会金を納める義務を負う。

(届け出)

第 7 条 第 5 条に定める会員については、入会時に氏名、住所などを同窓会名簿に登録するものとする。なお、登録内容については細則に定めるものとする。

2 会員は、住所を変更した場合、本会ホームページにアクセスし、住所変更ホームにより直接変更の手続きを行うものとする。ただし、事務局へ届け出ることにより手続きすることもできるものとする。

第3章 役員および顧問

(役員)

第8条 本会の運営及び会員相互の連絡を図るため、本会に下記の役員を置き、役員会を設置する。役員会は監事を除く15名で構成する。

- (1) 会長 : 1名
- (2) 副会長 : 2名
- (3) 書記 : 2名
- (4) 会計 : 2名
- (5) 広報 : 3名
- (6) 幹事 : 5名
- (7) 監事 : 2名

2 役員は、正会員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年2期を原則とし再任は妨げないが、通算8年を越えることはできない。ただし、会長はその限りではない。

4 役員は任期満了後であっても、後任が就任するまでは引き続き職務を行う。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に支障が生じた時はその任務を代行する。

3 書記は、総務書記に関する業務を行う。

4 会計は、財務会計に関する業務を行う。

5 広報は、本学の最新情報の収集及び発信に関する業務を行う。

6 幹事は、会務を分担し、業務の執行を支援する。

7 監事は、本会の財務状況並びに業務執行状況を監査する。

(役員を選出)

第10条 会長は、監事を除く役員の互選により選任する。

2 副会長、書記、会計、広報、幹事及び監事の各役員は、前もって役員会で推薦し、総会で承認する。

3 役員に欠員が生じた場合は、会長が補充任命し、任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。任期は役員に準ずる。

第 4 章 運営

(会議)

第 12 条 本会の会議は、総会及び役員会とする。総会は定例総会及び臨時総会とする。

(総会)

第 13 条 総会は本会の最高の議決機関とする。

2 総会は、会員をもって組織する。

3 総会は 2 年毎に開催し、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 事業計画
- (3) 収支報告又は収支計画報告
- (4) 重要議案の審議
- (5) 会則の改定
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) その他

(総会の議長)

第 14 条 総会の議長は出席者の中から会長が委嘱する。

2 議長は、議事録署名人を指名する。

(総会の議決)

第 15 条 総会の議決は出席者の過半数をもって決める。可否同数の時は議長が決定する。

(役員会)

第 16 条 役員会は年 2 回定期に開催し、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。なお、会長は必要に応じて役員会を招集することができるものとする。

2 役員会の長は、会長とする。

3 役員会は、本会の事業を企画運営する。

4 役員会は、役員過半数の出席がなければ開催することはできない。

5 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決める。可否同数の時は議長が決定する。

6 監事及び顧問は、役員会に出席することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(緊急重要議案)

第 17 条 緊急重要議案については、役員会で承認施行し、総会で事後報告することができるものとする。

(議事録)

第 18 条 総会の議事録は、議長、会長及び議事録署名人の捺印を得て、事務局が保存する。役員会の議事録は、出席役員の上承を経て、事務局が保存する。

第 5 章 会計

(経費及び会計年度)

第 19 条 本会の運営費は、入会金及び寄付その他の収入をもってこれに充てる。

2 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(予算及び決算)

第 20 条 本会の予算は、会計年度開始前に役員会が編成する。

2 会計決算は、年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の監査を経た上で役員会に報告し承認を得なければならない。また総会では経過を報告するものとする。

(会費)

第 21 条 入会金を終身会費とする。詳細については細則に定める。

(学生会員の会費)

第 22 条 学生会員は、以下に定める会費を卒業時又は修了時に納付しなければならない。

(寄付金)

第 23 条

寄付額は、会計報告として総会において開示する。

第 6 章 会則改正

(会則改正)

第 24 条 本会則の変更は、役員会が発議し、総会に諮り、出席者の過半数の承認を経て成立する。

2 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 本会則は 2002 年 10 月 26 日より施行する。

2 本会の事業遂行に関して必要な細則は役員会の議決を経て別にこれを定める。

附 則

本会則は 2006 年 11 月 11 日より施行する。

附 則

本会則は 2010 年 11 月 13 日より施行する。

附 則

本会則は 2014 年 11 月 8 日より施行する。

附 則

本会則は 2022 年 11 月 13 日より施行する。

※2021 年 4 月より、事務局を下記に変更する。

〒573-1004 大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 2 号

関西医科大学看護学部事務部内

関西医科大学看護同窓会

TEL：072(804)0101(代表)

FAX：072(804)0235

関西医科大学看護同窓会会則施行細則

第1条 同窓会名簿の登録内容は、期生・氏名・住所・電話番号等とする。
2 名簿内容の問い合わせには応じることはできない。

第2条 役員について以下に定める。

- 2 広報役員は、看護学部教員1名、学部卒業生1名、附属の4病院勤務者より1名を選出する。
- 3 幹事には、学生会員を1名置く。
- 4 学部の各期生に同窓会連絡員を2名置く。
- 5 同窓会連絡員は、同窓会活動の周知を図るとともに活動に協力する。

第3条 入会金及び会費について以下に定める。

- 2 入会金は、終身会費とし卒業または修了時に納入する。
- 3 入会金は、20,000円とする。
- 4 入会金の変更は、役員会において決定する。
- 5 その他、経費を要する時は随時参加費を徴収することができる。参加費は、役員会において決定する。

附則

本細則は2006年11月11日より施行する。

附則

本細則は、2022年本会総会日より施行する。

但し、第3条3については、2022年1月より施行する。